

本人確認不要取引に関する利用特約

第1条（本特約の適用）

1. 本特約は、SB ペイメントサービス株式会社（以下「SBPS」といいます）が別紙1に定める各種規約（以下「原規約」といいます）に基づき提供するサービスを利用するカード加盟店のうち SBPS が認めたカード加盟店に付随して適用され、カード加盟店による本人確認不要取引について規定するものとします。なお、本特約における用語は、本特約に定める場合を除いて原規約の定めに従うものとします。
2. 本特約の規定と原規約の内容が異なる場合は、本特約の内容が優先して適用されるものとします。
3. 本特約は、原規約の一部を構成し、本特約に定めのない事項は、原規約（ただし、いずれも合理的な限度で読み替えるものとします。また、合理的な限度で、以下の各号に従い読み替える）の定めによるものとします。
 - （1） 「信用販売」を「決済取引」、「バリュー取引」または「バリュー減算」に読み替えるものとします。
 - （2） 「カード加盟店」を「加盟店」と読み替えるものとします。
 - （3） 「カード会員」を「利用者」と読み替えるものとします。
 - （4） 「信用販売代金」、「立替払金」を「決済代金」と読み替えるものとします。

第2条（本人確認不要取引）

本人確認不要取引とは、原規約の定めに関わらず、本特約第3条（信用照会端末の利用）ないし第6条（本人確認不要取引の種類）に定める条件下において、署名・署名および暗証番号の入力・暗証番号の入力を省略した信用販売をいうものとします。

第3条（信用照会端末の利用）

カード加盟店は、カード会員に対し本人確認不要取引を行う場合、すべてカード加盟店の施設内に設置された SBPS 所定の信用照会端末を利用して行うものとします。

第4条（無効カード）

1. カード加盟店は、原規約において信用販売の拒絶事由として定められている事項に該当する場合、信用販売を拒絶するものとし、また原規約に定められている必要な対応を行うものとします。
2. カード加盟店は、前項の規定に違反した場合、原規約の定めに従い、当該信用販売代金の全額について一切の責任を負うものとします。

第5条（カード取扱い売上票の発行）

カード加盟店は、信用販売した際にカード加盟店が作成するカード取り扱い売上票（電

子データを含むものとし、商品等の金額など SBPS 所定の事項を必ず明記するものとします。

第6条（本人確認不要取引の種類）

1. カード加盟店が本人確認不要取引を利用してカード会員との間で行うことができる信用販売の限度額は、カード会員1人1回の取引につき1万5千円以下（消費税、送料等を含むものとし、）とします。当該限度額を超える信用販売については、すべて原規約の定めに従うものとします。
2. カード加盟店が本人確認不要取引で取扱うことができる対象業種は、別紙2に定める「本人確認が必要となる業種/売場/商品等」に該当しないものとします。カード加盟店がカード会員に対して行うことができる本人確認不要取引の支払方法は、「1回払い」のみとします。対象業種および「1回払い」以外の信用販売については、すべて原規約の定めに従うものとします。

第7条（立替払等）

カード加盟店から SBPS への売上債権の立替払い請求は、原規約の定めに従うものとします。

第8条（取扱手数料）

本人確認不要取引においてカード加盟店が SBPS に支払う取扱手数料は、原規約に定める取扱手数料に従うものとします。

第9条（立替払金の返還等（買戻し））

SBPS がカード加盟店に対し、原規約に定める支払いの取消・留保事由のほか、本特約ならびに原規約に基づく立替払いをした後、次に掲げる事項が生じた場合、SBPS は立替払金の取り消し、返還を請求等できるものとします。

- (1) 本特約ならびに原規約に違反して本人確認不要取引を行った場合
- (2) SBPS、SBPS が加盟または提携する組織に加盟している日本国内および日本国外の会社、または SBPS と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が発行するカードの利用に関し、当該利用分につきカード会員が支払を拒絶、または支払に関し異議を述べた場合

第10条（売上票の作成および作成条件）

カード加盟店が SBPS に提出する売上票の提出用データの作成条件またはデータ伝送方式については、原規約の規定にかかわらず、カード加盟店、SBPS 別途協議の上定めるものとします。

第11条（信用照会端末が使用不能等の場合）

1. カード加盟店は、信用照会端末の故障および回線の障害その他 SBPS において本人確認不要取引が不能と判断した場合、不能と判断された以後の信用販売について原規約の定めに従い信用販売を行うものとします。
2. SBPS は、本人確認不要取引が不能と判断した場合、速やかにカード加盟店に SBPS 所定の方法で通知するものとします。
3. カード加盟店は、本人確認不要取引が不能の状態において、本人確認不要取引を行った場合、本人確認不要取引の不能が SBPS の故意または重大な過失が認められない限り、当該信用販売代金の全額について一切の責任を負うものとします。

第 12 条（協議事項）

1. 本人確認不要取引を行う上で本特約に定めのない事項が生じた場合または本特約の解釈に疑義が生じた場合、カード加盟店は、SBPS と別途協議の上これを解決するものとします。
2. 本人確認不要取引において不正使用等の SBPS において予期せぬ事態が発生した場合、SBPS は、カード加盟店との間で、本人確認不要取引の運用条件の見直しを行うことができるものとします。

第 13 条（解除）

1. SBPS は、カード加盟店に対して、1ヶ月前までに書面（電磁的方法を含むものとします）により通知することにより本人確認不要取引を終了することができるものとします。
2. SBPS は、本人確認不要取引を継続することが困難であると判断したときは、カード加盟店に対して何らの責任を負うことなく、いつでも本人確認不要取引を終了することができるものとします。
3. SBPS は、カード加盟店が次のいずれかに該当する場合、カード加盟店に対し催告することなく、本人確認不要取引を終了することができるものとします。
 - (1) 原規約または本特約に定める規定のいずれかに違反した場合
 - (2) カード加盟店契約が理由のいかんにかかわらず終了した場合
 - (3) 本特約に基づき本サービスの提供を受ける旨の申込をする際に、虚偽の申請をした場合
 - (4) 本特約に定める義務の履行を行わなかった場合
 - (5) その他 SBPS がカード加盟店に対し本人確認不要取引を提供することが不適当と判断した場合

第 14 条（本特約の改定）

1. SBPS は、個別にカード加盟店の承認を得ることなく、特約の内容を変更することができるものとします。
2. SBPS は、前項の規定により本特約の変更をするときは、その効力発生日を定め、かつ、

事前に本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容ならびにその効力発生日を
SBPS 所定の方法で周知し、効力発生日に本特約は変更されるものとします。

2020 年 4 月 30 日 制定

2023 年 3 月 1 日 改定

2024 年 6 月 14 日 改定

別紙 1

- (1) SBPS クレジットカード加盟店規約<対面取引用>
- (2) SBPS 決済サービス加盟店規約
- (3) JCB 包括代理加盟店サービス規約

別紙 2

区分	業種名
対象外業種/売場	ギャンブル（公営ギャンブル、カジノ、パチンコなど）
対象外商品	各種ギフト券等の金券類、プリペイドカード、チケット類、切手、はがき、印紙、たばこ（電子式を含む）、電子式たばこ用の機器本体、時計、宝石、貴金属、電化製品、ゲームソフト（CD,DVD ソフトを含む）、金・銀・白金等の地金等